

9

歴史的文化的遺産の継承

目標

川越を特徴づける歴史的文化的遺産を、そこに息づく市民の生活と共に大切に守り、次の世代へ継承することを目指します。

指標	現状値 (平成 17 年度)	目標値
都市景観重要建築物等*指定数 (件)	62	平成 22 年度 75 平成 27 年度 100
指定文化財の数(件)	220	
登録有形文化財*の数 (件)	7	平成 22 年度 15 平成 27 年度 20
歴みち事業*の延長(m)	870	

都市景観重要建築物等

川越市都市景観条例に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等を指定する制度。

登録有形文化財

届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度。建築後 50 年以上を経過した歴史的建造物等を対象に、地方自治体からの推薦等により文化庁が登録する。

歴みち事業

歴史的地区環境整備街路事業の略称。歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の保全を図る総合的な街路整備。

共通理念

本市は、蔵造りの町並みや時の鐘、菓子屋横丁、喜多院といった歴史的な町並み、河越館跡や川越氷川祭の山車行事といった有形・無形の文化財が豊富です。

そこで、歴史的町並みや郷土芸能などの伝統的文化的遺産を守り、次世代へ継承するとともに、歴史的景観の保全に努めます。





具体的取組

9-1 歴史的町並みの保存・整備

重点

伝統的建造物群保存地区保存整備

- ・伝統的建造物群保存地区*保存計画に基づき、当該地区内における町並み保全のための具体的な決まりごとや支援策などを定め運用すると同時に、生活環境の維持向上、商業の活性化等総合的なまちづくりを進めます。

伝統的建造物群保存地区
城下町、宿場町、門前町
など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るための制度。文化財保護法及び都市計画法により、市町村が指定する。



蔵造りの町並み

防火対策の推進

- ・伝統的建造物群保存地区を火災等から守るため、消防用設備等の整備・充実を図ります。

歴史的景観の保全

- ・伝統的建造物群保存地区を包括する約 78.3ha を川越十力町地区都市景観形成地域として指定し、地域の住民との協働により定めたルールに沿って歴史的景観の維持保全に努めます。

歴史的地区環境の整備

- ・古い町並みや歴史的建造物が多く残る北部市街地約 130ha を歴史的地区と位置付け、歴史的地区環境整備街路事業において、地区内に点在する歴史的文化的遺産を結び回遊する歩行者ネットワークを計画し整備します。

登録有形文化財の登録の推進

- ・建築後 50 年以上を経過した歴史的建造物等を活用しながら保存するため、所有者の同意に基づき登録有形文化財としての登録を推進します。

都市景観重要建築物等の指定

- ・川越市都市景観条例に基づき、現存する歴史的建造物等について、適切な基準を設け、所有者の同意に基づき都市景観重要建築物等の指定を行います。



9-2 史跡の保存と公園整備

初雁公園の整備

- ・初雁公園整備基本構想に沿って、「城址公園」の整備を検討します。

川越城富士見櫓の復元整備

- ・川越城富士見櫓の復元整備を行い、観光や教育の場とします。

河越館跡の活用

- ・郷土学習の場、市民の憩いの場として河越館跡に史跡公園を開園し、その有効活用を図ります。また引き続き整備事業を継続し、史跡公園の充実を図ります。



左：本丸御殿、右：河越館跡

9-3 市民文化の創造

文化財の保存と活用

- ・所有者や管理者の連携と意識を高めるため、研修会、防火訓練等を実施します。
- ・所有者や管理者に指導・助言を行い、保存や修理等の維持・管理の充実に努めます。
- ・未指定文化財の調査研究を行い、優れた文化財は指定文化財にします。
- ・埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その成果を記録し保存します。

文化財保護意識の啓発

- ・地域や学校教育等において、郷土意識を高めるための学習を推進します。
- ・講座・研修会等の開催と資料・情報の提供に努め、文化財保護意識の啓発を図ります。

郷土芸能の保存と支援

- ・郷土芸能の保存・継承のため各保存会等を積極的に支援します。



文化施設等の整備・充実

- ・市民会館の充実を図るため、施設の改修を実施します。
- ・西文化会館、南文化会館の全体的な機能の充実に努めます。
- ・市民の文化活動を支援するため、公民館、図書館、博物館、美術館、川越まつり会館等の施設機能、資料を整備・充実します。



左：川越氷川祭の山車行事、右：川越まつり会館